

国指定屋我地鳥獣保護区

屋我地特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する第28条第4項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第34条において準用する第32条の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

環境大臣 石原宏高

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

屋我地特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

屋我地鳥獣保護区のうち、沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川前田原719番地の1東端を起点とし、同所から同所と名護市字我部950番地西端を結ぶ線を東進し同所に至り、同所から最大高

潮時海岸線（以下「海岸線」という。）を南東に進み県道110号との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域。

（3）特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から20年間

2. 特別保護地区の保護に関する指針の案

（1）特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作成した第4次レッドリストに記載されている73種を含む64科185種の貝類が確認されている等、多様かつ豊富な底生生物が生息している。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干

潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁はベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、1,000羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1）集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2）国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3）無秩序な海面利用型レクリエーションによ

る鳥獣の繁殖や生息へ影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

3. 1 及び 2 の縦覧場所

環境省自然環境局野生生物課及び沖縄奄美自然環境事務所

4. 備考

縦覧期間は、令和8年7月17日までとし、1（2）の区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

< 意見書の提出先 >

郵便番号 100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局 野生生物課